

物価高騰対応重点支援給付金 (7万円/1世帯)のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高騰対応重点支援給付金 (1世帯あたり7万円) は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降申請日の属する月の前月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり7万円

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を受理しだい速やかに支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※ただし、世帯全員が、住民税課税者に
扶養されている場合を除きます。

令和5年1月以降の収入が
減少し **「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

令和5年12月1日時点で串本町に住民登録のある方へ串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局が確認書を送付しています(要返送)

※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和6年2月1日(木)
～令和6年4月30日(火)

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】
串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局
(役場2階)

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、串本町に返信してください。



【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- ③世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月以降申請日の属する月の前月までの任意の1か月収入×12倍）が住民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

（例）串本町の場合、住民税非課税となる年間給与収入の目安は、単身の場合：93万円以下、夫婦・子(1人)の場合168万円以下。

以下については、予期しない家計急変には該当しないため、当該月を任意の1か月として申請できません。

- ・年金が支給されない月
- ・事業活動に季節性がある等により通常収入を得られない月
- ・不法行為に起因する収入の減少

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局に、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署にご連絡ください。

お問い合わせ

串本町物価高騰対応重点支援給付金事務局



0735-67-7020

受付時間 土日祝日を除く9:00～17:00